

主要地方道 小野富岡線 道路維持管理業務委託 公募型プロポーザル方式募集要領 <令和6年度版>

1 目的

この要領は、自動車専用道路である「あぶくま高原道路」に直接接続する「主要地方道小野富岡線」L=6.6 km 区間における道路利用者の安全・安心を守るため、迅速で円滑な道路維持管理業務を実施できる体制を確保することを目的に、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により業務委託候補者を募集・決定する際の手続きについて必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

主要地方道 小野富岡線 道路維持管理業務委託

(2) 業務内容

本業務は、次に掲げる維持管理業務とする。

【単価契約】

- | | |
|------------|-----------|
| ① 道路維持補修業務 | L = 6.6km |
| ② 舗装維持修繕業務 | L = 6.6km |

【総価契約】

- | | |
|----------|-----------|
| ① 道路清掃業務 | L = 6.6km |
| ② 除草業務 | 一式 |

(3) 契約期間

令和6年4月12日から令和7年3月31日限りとする。
ただし、業務開始は供用後とする。

(4) 業務の規模

参考業務規模として、周辺道路の実績を参考とし、単価契約と総価契約の合計で概算額は40百万円程度を想定している。

3 参加資格等

プロポーザル参加申請書（以下、「申請書」という。）を提出する者は、事業協同組合（以下「協同組合」という。）又は共同企業体であつて、協同組合は（1）の要件を、共同企業体は（2）の要件をすべて満たしていることとする。

(1) 協同組合

ア 定款で道路の維持管理の共同受注を目的としていること。

イ 組合員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 協同組合は、建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種（土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び造園工事業）の許可を得ている者であること。又は、同要件を満たしている1者以上の組合員を含むこと。

（建設業許可書の写しを参加申込書（様式3-1）に添付すること。）

エ 協同組合は、募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加資格制限措置期間中の者でないこと。

オ 組合員は、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

カ 組合員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

（ア）役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

（イ）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

（ウ）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

（エ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

（オ）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

キ 組合員は、県税を滞納している者でないこと。

ク 組合員は、消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

ケ 組合員は、福島県令和5・6年度工事等請負有資格者名簿の一般土木工事に登録されている者であること。なお、A等級の組合員を1者以上含むこと。

コ 組合員は、三春土木事務所、石川土木事務所、県南建設事務所（棚倉土木事務所管内を除く）、いわき建設事務所（勿来土木事務所管内を除く）管内のいずれかに本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。

※支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって、福島県令和5・6年度工事等請負有資格者名簿に記載された委任先をいう。

（建設業許可書、法人登記簿等、証明できるものの写しを参加申込書（様式3-1）に添付すること。）

サ 組合員の数は3者以上とし、三春土木事務所管内の組合員が1者以上含まれていること。

シ 協同組合は、過去5年間に国又は地方公共団体から次に示す2業務のいずれも受注した実績（元請けとしての実績に限る）があること。又は2業務を受注した実績（元請けとしての実績に限る）がある組合員を含むこととし、2業務の受注については、単独又は複数者の別は問わない。

同種業務：道路維持補修業務、舗装維持修繕業務

（実績等の確認できる資料は、提案書等（様式5-4）によるものとする）

ス 県の管理事務所（あぶくま高原道路管理事務所）、又は本業務の対象道路（対象区間）から20km以内の場所に主任技術者を1名以上配置できる者であること。当該主任技術者は、建設業法でいう主任技術者と同等の資格要件を有するものとする。

なお、当該主任技術者は、本業務による対象道路と近接（10km程度以内）する業務等との兼務を認める。

（主任技術者の名簿は、提案書等（様式5-1、様式5-2）によるものとする）

セ 作業員を3名以上配置できる者であること。

（作業員の名簿は、提案書等（様式5-1、様式5-3）によるものとする）

ソ 組合員のうち契約日時点で入札参加資格制限措置期間中の者は、当該期間中の管理業務を行うことができない。

(2) 共同企業体

ア 構成員は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 構成員の代表は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種（土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び造園工事業）の許可を得ている者であること。

ウ 構成員は、募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加資格制限措置期間中の者でないこと。

エ 構成員は、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

オ 構成員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

（ア） 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

（イ） 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

（ウ） 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

（エ） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

（オ） 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

カ 構成員は、県税を滞納している者でないこと。

キ 構成員は、消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

ク 構成員は、福島県令和 5・6 年度工事等請負有資格者名簿の一般土木工事に登録されている者であること。なお、代表構成員は A 等級の者であること。

ケ 構成員は、三春土木事務所、石川土木事務所、県南建設事務所（棚倉土木事務所管内を除く）、いわき建設事務所（勿来土木事務所管内を除く）管内のいずれかに本店又は支店・営業所(※)を有する者であること。

※支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって、福島県令和 5・6 年度年度工事等請負有資格者名簿に記載された委任先をいう。

コ 構成員の数は 3 者以上とし、三春土木事務所管内に本店を有する構成員が 1 者以上含まれていること。

サ 全ての構成員の出資比率が、均等割の 10 分の 6 以上であること。なお、代表構成員は出資比率が構成員中最大であること。

シ 共同企業体は、過去 5 年間に国又は地方公共団体から次に示す 2 業務のいずれも受注した実績（元請けとしての実績に限る）がある構成員を含むこととし、2 業務の受注については、単独又は複数者の別は問わない。

同種業務：道路維持補修業務、舗装維持修繕業務

(実績等の確認できる資料は、提案書等(様式5-3)によるものとする)

ス 県の管理事務所(あぶくま高原道路管理事務所)、又は本業務の対象道路(対象区間)から20km以内の場所に主任技術者を1名以上配置できる者であること。当該主任技術者は、建設業法でいう主任技術者と同等の資格要件を有するものとする。

また、主任技術者は代表構成員、構成員からの選任を問わない。

なお、当該主任技術者は、本業務による対象道路と近接(10km程度以内)する業務等との兼務を認める。

(主任技術者の名簿は、提案書等(様式5-1、様式5-2)によるものとする)

セ 作業員を3名以上配置できる者であること。

(作業員の名簿は、提案書等(様式5-1、様式5-3)によるものとする)

4 プロポーザルの提案課題、評価項目・配点

プロポーザルの評価項目・配点は、下表のとおりとする。

評価項目	評価着目点		判断基準
予定技術者 (50点)	主任技術者	技術者が有する技術者資格及びその分野 ①又は② (10点) ③又は④ (5点)	①1級土木施工管理技士 ②1級建設機械施工技士 ③2級土木施工管理技士 ④2級建設機械施工技士 ※上記以外は評価しない。 (様式5-2「主任技術者主要業務実績表」)
		過去5年間の同種業務の実績内容 (5点)	①同種業務の実績がある。 ※上記以外は評価しない。 (様式5-2「主任技術者主要業務実績表」)
		配置 (5点)	①専任で1名以上配置する。 ※上記以外は評価しない。 (様式5-1「業務実施体制」)
	作業員	技術者が有する技術者資格及びその専門分野 ① (10点)	①作業員:大型自動車免許(2名以上) ※上記以外は評価しない。 (様式5-3「作業員の主要業務実績表」)
		過去5年間の同種業務の実績内容 ① (10点) ② (5点)	①作業員:同種業務のいずれかの実績がある(6名以上)。 ②作業員:同種業務のいずれかの実績がある(3名以上)。 ※上記以外は評価しない。 (様式5-3「作業員の主要業務実績表」)
		配置 ① (10点) ② (5点)	①作業員6名以上配置する。 ②作業員4名以上配置する。 ※上記以外は評価しない。 (様式5-1「業務実施体制」)
地域における管理精通度 (20点)	過去5年間の受注業務実績		組合員又は構成員は、 ①三春土木事務所管内で同種業務について受注実績がある。 ※上記の「業務」は、国又は地方公共団体の発注業務とする。 ※上記以外は評価しない。 (様式5-4「受注業務実績」)

評価項目	評価着目点		判断基準
本業務における組織体系に対する提案 (30点)	的確性	①明確な指揮系統 (15点)	通常時の業務実施に際して、実施体制、担当者ごとの分担、指揮系統が明確である提案に対して優位に評価する。
		②確実な連絡体制 (15点)	休祝日及び夜間を問わず維持管理業務の実施が必要な際に、確実に連絡がとれ円滑に作業を実施できる連絡体制表が整理されているか。また、その準備が適切である提案に対して優位に評価する。
	(様式 4-1「提案書－本業務における組織体系に対する提案」)		
本業務の安全確保に対する提案 (30点)	本業務における安全確保のために留意すべき点及び危険・注意箇所の把握		業務対象区間の地域特性・区間を把握し、注意点等を明示するとともに、業務の実施に当たり安全確保のための留意点が示されている提案に対して優位に評価する。 (様式 4-2「提案書－本業務の安全確保に対する提案」)
本業務における道路の維持管理に対する提案 (30点)	創意工夫	効果的・効率的な業務の実施(生産性向上) (10点)	生産性向上(事務の簡素化、作業費用及び作業期間の縮減等)を図るための提案に対して優位に評価する。
		効果的・効率的な業務の実施(業務作業の年間計画と進捗管理) (20点)	季節や行事等を視野に入れた年間の維持管理業務の計画、その進捗管理を確実に行うための提案に対して優位に評価する。
	(様式 4-3「提案書－本業務における道路の維持管理に対する提案」)		

計 160点

5 手続等

(1) 事務局

〒963-8201 石川郡平田村大字蓬田新田字金屋27-1
 福島県あぶくま高原道路管理事務所
 電話番号 0247-55-3545
 ファクシミリ 0247-55-3531
 電子メール abukumakougen@pref.fukushima.lg.jp
 URL <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41320a/>

(2) 募集要領等の配布期間及び方法

ア 配布期間

令和6年2月9日(金)から令和6年2月20日(火)までとする。ただし、手交による場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時まで。なお、郵送による配布を希望する場合は、請求が配布期間内着のものについて配布する。

イ 配布方法

次のいずれかの方法とする。

(ア) ダウンロードする場合

5(1)のURLにアクセスし、ダウンロードする。

(イ) 手交とする場合

電子データ保存用の未使用のCD-Rを5(1)の場所に持参すること。CD-Rに複製し、手交する。

(ウ) 郵送とする場合

表に「主要地方道 小野富岡線 道路維持管理業務委託公募型プロポーザル方式募集要領<令和6年度版>等請求用封筒在中」と明記した封筒に、電子データ保存用の未使用のCD-Rと返信用の封筒（CD-Rが入る大きさの封筒に140円の郵便切手を貼付のうえ、返信先を明記）を同封し、一般書留又は簡易書留郵便で5（1）へ郵送すること。CD-Rに複製し返送する。

6 不明の点がある場合の質疑について

(1) 質問書（様式1）の受領期限並びに提出場所及び方法

質疑事項がある場合、質問書（様式1）を用い、令和6年2月15日（木）17時00分までに、上記5（1）に持参、ファクシミリ又は電子メールで提出すること。なお、ファクシミリ又は電子メールによる場合は、必ず電話で送信確認すること。

(2) 質問書に対する回答期限及び回答方法

令和6年2月20日（火）までに、質問回答書（様式2）を福島県県中建設事務所ホームページに掲載する。

7 プロポーザル参加申請書の提出について

プロポーザル参加申請書については、参加表明者の所属する協同組合等で1提案のみとし、下記により令和6年3月1日（金）17時00分までに上記5（1）に1部持参すること。なお、上記受領期限以降における申請書の内容変更及び再提出は認めない。

(1) 提出書（協同組合・共同企業体共通：様式3-1、協同組合の場合は登記簿、定款、組合員名簿、事業計画書等の写し、共同企業体の場合は、様式3-2、様式3-3）

(2) 提案書等（様式4-1、4-2、4-3、5-1、5-2、5-3、5-4）

(3) 提案書等の作成について

① 提案書等は、別添の様式（様式4-1、様式4-2、様式4-3）に基づき作成する。

ア A4縦、片面使用、横書き、文字11ポイント以上とする。

イ 様式4-1、様式4-2、様式4-3には、今回の提案を評価項目毎に2枚以下（計6枚以下）にまとめて簡潔に記載すること。

ウ 文書を補完する図表、写真等を使用することも可とする。

エ 提案は、「本業務における組織体系に対する提案」「本業務の安全確保に対する提案」「本業務における道路の維持管理に対する提案」について提案すること。

② 業務実施体制（様式5-1）、主要業務実績表（様式5-2、様式5-3）の作成に当たっては、以下の項目に留意すること。

ア 業務実施体制に記載した主任技術者、作業員について主要業務実績表を作成するものとする。

イ 保有資格はそれぞれの様式に記載するものとする。

ウ 同種業務の実績は、提案要請の日から過去5年以内に業務した実績とし、記載件数は5件以内とする。なお、契約内容及び業務目的がわかる資料（契約書の写し、仕様書等）を添付すること。

8 ヒアリング

ヒアリングは令和6年3月中旬に実施する予定とし、詳細は一次審査の審査結果通知により通知する。

ヒアリングは、提案書等を補完する説明を受けることとし、新たな資料の配付は認めない。

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に万全を期す観点から、出席者はマスクを着用すること。また、コロナウイルス等の感染拡大状況により、ヒアリング形式の変更もしくは中止する場合もある。

9 プロポーザルの審査及び業務委託候補者の選定並びに契約の相手方の決定

プロポーザルの審査は、次の各号の定めるところによる。

- (1) プロポーザルの審査は、4に定める評価項目に基づき審査し、提案書等の評価を行い、業務委託候補者及び次点の者を選定する。
- (2) 上記5（1）は、申請書を提出したものに審査の参考とする資料の提示を求める場合がある。
- (3) 業務委託候補者には、当該業務内容について、単独随意契約により業務を委託する。
- (4) 審査結果については、企画提案書提出者全員に通知するとともに公表する。
- (5) この手続きに参加した者が、10（5）（6）の失格条項等に該当する場合は、その者とは契約の締結は行わない。なお、この場合は、次点の者を業務委託候補者とする。
- (6) 単独随意契約方法は、別記「契約の方法及び見積の条件」に基づき、見積合せによるものとし、次のとおり行うものとする。

① 見積合せの日時 令和6年4月4日(木) 午前10時00分開始（予定）

② 見積合せの場所 郡山市麓山一丁目1番1号

福島県県中建設事務所 2階会議室

10 失格条項等

次の各号の一つに該当する場合、プロポーザルは失格とする。

- (1) 申請書が、提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 申請書が、様式及び本要領に示された条件に適合しないもの。
- (3) 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 申請書に虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合。
- (7) ヒアリング当日に出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、ヒアリング開始時刻に到着できなかった場合を除く。

11 各種様式等

プロポーザルの様式は、以下による。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ① 質問書 | 様式1 |
| ② 質問回答書 | 様式2 |
| ③ プロポーザル方式参加申込書 | 様式3-1 |
| ④ 共同企業体 | 様式3-2、様式3-3 |
| ⑤ 提案書 | 様式4-1、様式4-2、様式4-3 |
| ⑥ 業務実施体制 | 様式5-1 |
| ⑦ 主任技術者主要業務実績表 | 様式5-2 |
| ⑧ 作業員の主要業務実績表 | 様式5-3 |
| ⑨ 受注業務実績 | 様式5-4 |
| ⑩ プロポーザル審査結果通知書 | 様式6-1（業務委託候補者用） |
| ⑪ プロポーザル審査結果通知書 | 様式6-2（次点者用） |
| ⑫ プロポーザル審査結果通知書 | 様式6-3（非選定者用） |
| ⑬ 公募型プロポーザル方式審査結果 | 様式7 |

※本プロポーザルで使用する各様式は、福島県県中建設事務所ホームページから取得することができる。

12 その他

- (1) 申請書に記載された個人情報は、本業務においてのみ使用するものとし、本人の同意を得ずに第三者に開示することはない。
- (2) 提出された申請書は返却しない。
- (3) 申請書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された申請書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) プロポーザルの審査の公平性、透明性及び客観性を期すため、業務委託候補者、次点の者については、会社名を公表することを原則とする。また、入選者以外の者が選定されなかった理由について説明を求めた場合には、その者の取得点数を説明することとするが、各配点者（審査委員）の配点は非公開とする。
- (6) 上記9（6）の見積合せは、令和6年2月福島県議会定例会において本事業に係る予算が議決されない場合は行わない。

契約の方法及び見積の条件

1 契約の方法

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。

2 見積の条件等

見積の際呈示すべき条件は次のとおりとする。

(1) 契約の相手方の決定

予定価格の制限範囲内の見積があった場合に契約の相手方として決定する。

なお、契約金額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(2) 見積合せの方法及び契約金額の決定

1) 総価契約

見積合せは各業務（工種）毎に行い、契約金額は各業務（工種）毎に決定された見積金額の合計額に消費税額及び地方消費税額を加えたものとする。

2) 単価契約

各契約単価は、各工種毎における予定単価の制限範囲内とする。

(3) 契約保証金

1) 総価契約

福島県財務規則（以下「規則」という。）第228条に定める契約保証金は、契約代金額の100分の5以上の額とする。ただし、規則第229条第1項の規定に該当する場合は免除する。

2) 単価契約

福島県財務規則第229条第1項の規定により免除する。

(4) 前払金

前金払いは行わないものとする。

(5) 委託期間

委託期間は、令和7年3月31日限りとする。

(6) 委託契約書等

委託契約書及び見積書は別に定めるものとする。

(7) 契約の確定時期

地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名、押印したときに確定する。

(8) 見積時に呈示すべき書類

設計書（金額抜き）、仕様書とする。

(9) その他

ア この主要地方道 小野富岡線 道路維持管理業務委託については、当初契約締結日において予定価格の積算に直近の単価表が適用されていない場合、その締結日から30日以内にその単価差を請負代金に反映させるため協議を請求することができる。

イ 設計書及び仕様書の内容に疑義がある場合は、指定の質問書に記載し見積日の前々日の正午までに県中建設事務所総務課へ提出すること。
(質問書の用紙は県のホームページからダウンロードすること)

福島県県中建設事務所工事等見積心得

制定 平成 20 年 6 月 30 日
最終改正 令和 5 月 4 月 1 日

第 1 章 共通

(目 的)

第 1 条 福島県県中建設事務所長が施行する工事、工事に付帯して行われる設計・調査・測量、道路・河川・建物等の維持・補修・管理その他の請負、委託等の契約に係る見積合わせに参加しようとする者（以下「見積参加者」という。）は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところにより見積するものとする。

(公正な見積の確保)

第 2 条 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 見積参加者は、見積にあたっては、競争を制限する目的で他の見積参加者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行なわず、独自に見積価格を定めなければならない。
- 3 見積参加者は、決定前に、他の見積参加者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。

(見積合わせ)

第 3 条 見積合わせは、見積通知書に示す日時及び方法により行うものとする。

- 2 開札には、当該見積事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(落札者の決定)

第 4 条 開札したときは、直ちに見積書及び封筒の記載事項を確認して、無効及び失格の見積を除き、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積した者を落札者とする。ただし、別に定める場合は、この限りではない。

- 2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 10 第 2 項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- 3 同じ価格をもって見積をした者が 2 人以上あるときは、別に定める「見積におけるくじ」の方法によりくじを行い、順位を決定するものとする。
- 4 落札者を決定したときは、速やかに見積参加者に電話等の確実な方法により通知するものとする。

(見積内訳書及び見積内訳総括表の提出)

第 5 条 見積参加者は、県中建設事務所長（以下「見積執行者」という。）が求めた場合は、見積書に加えて、適正に積算され、見積書に記載された見積金額に対応した見積内訳書及び見積内訳総括表（以下「見積内訳書等」という。）を提出しなければならない。なお、見積内訳書等の提出が必要な見積合わせについては、前条の「落札者」を「落札候補者」と読み替えるものとする。

- 2 落札候補者を決定したときは、候補者のうち第 1 順位の者から順に見積書及び見積内訳書等の確認を行った上で、落札者を決定し、速やかに見積参加者に電話等の確実な方法により通知するものとする。

(再度見積)

第6条 見積合わせをした結果、各人の見積のうち予定価格の制限の範囲内（最低制限価格の設定がある場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格）に価格の見積がないときは、別途、再度の見積合わせを行う。この場合の見積には、第9条に規定する無効の見積をした者は参加することができないものとする。

2 前項の規定は予定価格を事前に公表している場合は適用しない。

(見積の辞退)

第7条 指名を受けた者は、見積合わせ執行の完了に至るまでは、いつでも見積を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、見積を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより見積執行者に申し出るものとする。

(1) 見積合わせ執行前にあっては、見積執行者に見積辞退届を直接持参又は郵送（見積合わせ執行日の前日までに到達するものに限る。）する。

(2) 見積合わせ執行中にあっては、見積辞退届又はその旨を明記した見積書を、見積執行者に直接提示する。

3 見積参加者が、一旦、見積を辞退した場合は、これを撤回することはできない。

4 見積を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(見積合わせの取りやめ等)

第8条 見積参加者が不穩の行動をなす等の場合において、見積合わせを適正に執行することができないと認められるときは、当該見積参加者を見積合わせに参加させず又は見積合わせの執行を延期し若しくは取りやめることがある。

(見積書の無効等)

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

(1) 見積参加資格のない者が見積した見積書

(2) 郵便により提出された見積書（見積執行者が郵便による提出を指定したものを除く。）

(3) 委任状を持参しない代理人が提出した見積書（見積執行者が郵便による提出を指定したものを除く。）

(4) 同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者が提出した見積書

(5) 同一人が同一事項に対して2通以上の見積をした場合において、その前後を判別することができない見積書又は後発の見積書

(6) 鉛筆書きによる見積書

(7) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない見積書

(8) あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない見積書（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない見積書も含む）

(9) 日付がない又は通知日から開札日までの期間内の日付となっていない見積書

(10) 工事（委託、依頼業務）名、工事（委託、依頼業務）番号、工事（委託、依頼業務）箇所のいずれかが記載されていない見積書

(11) 工事（委託、依頼業務）名、工事（委託、依頼業務）番号、工事（委託、依頼業務）箇所のいずれかが見積通知書と一致しない見積書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）

(12) 誤字・脱字等により意思表示が不明確である見積書

(13) 見積内訳書を提出しない者が見積した見積書（見積執行者が見積内訳書の提出を求めたものに限る。）

- (14)見積内訳書の積算価格と見積書の見積金額が一致しない見積書（見積執行者が見積内訳書の提出を求めたものに限る。）
- (15)福島県入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された又は談合の疑いが払拭できないとされた場合の見積書
- (16)その他、見積通知書、本見積心得、契約の方法及び見積の条件等において示した条項に違反して見積した見積書

2 次の各号のいずれかに該当する入札書は、失格とする。

- (1)最低制限価格が設定されている場合において、見積金額が最低制限価格を下回る見積書
(契約保証金等)

第10条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第11条 契約書を作成する場合には、見積決定者は、県中建設事務所長（以下「契約権者」という。）が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて決定の日から起算して10日以内に、これを契約権者に提出しなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得たときは、この期間を延長することができる。

- 2 見積決定者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該見積決定は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、見積決定者は決定後速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(共同企業体に関する事項)

第12条 共同企業体が見積合わせに参加する場合には、代表者があらかじめ他の構成員から見積に関する一切の権限を委任された委任状を提出し、見積合わせに参加しなければならない。

(質問及び異議の申立て)

第13条 見積参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について見積合わせ執行前において質問することができる。

- 2 見積書等の提出後、第14条第1項及び第16条第1項に規定する事項及びこの心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

第2章 郵便方式による実施

(見積等)

第14条 見積参加者は、見積通知書、福島県工事請負契約約款（工事請負契約以外のものにあつては契約書案）、設計図書（仕様書を含む。）、金抜き設計書、契約の方法及び見積の条件、現場等を熟知し、また暴力団排除に関する誓約事項（別添）を承諾のうえ見積しなければならない。

- 2 見積参加者は、見積書等を一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、かつ見積通知書で示した提出期日を指定した配達日指定郵便で郵送しなければならない。

ただし、見積通知書で示した場合に限り、提出期日に提出場所へ持参して提出することも可とする。

- 3 郵便による見積にあたって、見積参加者は、見積書等を次の方法で郵送しなければならない。
 - (1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
 - (2) 見積書等を中封筒に入れ、密封の上、中封筒の表面に見積参加者の商号又は名称、工事（委託業務）名、工事（委託業務）番号、工事（委託業務）箇所及び開札日を記載すること。
 - (3) 外封筒には、見積書等を封入した中封筒を入れ、外封筒の表面に見積参加者の商号又は名称、工事（委託業務）名、工事（委託業務）番号、工事（委託業務）箇所、開札日、担当者、担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）及び見積書等在中の旨を記載すること。
- 4 見積参加者は、一度郵送した見積書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
(見積書の無効)

第15条 第9条に掲げるもののほか次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 前条第2項に規定する方法以外の方法により提出された見積書
- (2) 指定日以外の日に着した見積書（郵便事故によって指定日以外に着したものであって開札に間に合うものを除く。）
- (3) 指定した提出先以外に着した見積書（郵便事故によって提出先以外に着したものであって開札に間に合うものを除く。）
- (4) 外封筒及び中封筒に商号又は名称が記載されていないなど開札前に見積参加者が特定できない見積書
- (5) 中封筒、見積書等の表記が誤字、脱字、未記載等により対象案件が特定できない見積書
- (6) 中封筒に入っていない見積書

第3章 参集方式による実施

(見積等)

- 第16条 見積参加者は、見積通知書、福島県工事請負契約約款（工事請負契約以外のものにあつては契約書案）、設計図書（仕様書を含む。）、金抜き設計書、契約の方法及び見積の条件、現場等を熟知し、また暴力団排除に関する誓約事項（別添）を承諾のうえ見積しなければならない。
- 2 見積参加者は、見積通知書に示す日時及び場所に本人が出席して見積書を提出することを原則とし、郵便をもって見積書を提出することはできない。
 - 3 見積参加者は、前項に定めるほか見積執行者が求めた場合は見積内訳書等を提出しなければならない。
 - 4 見積参加者は、代理人をして見積させるときは、その委任状を持参させ、見積執行者の確認を受けなければならない。
 - 5 見積参加者又は見積参加者の代理人は、当該見積に対する他の見積参加者の代理をすることができない。
 - 6 見積参加者は、次の各号のいずれかに該当する者を見積代理人にすることができない。
 - (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - (3) 福島県が行う入札の落札者若しくは見積の決定者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 7 見積参加者又は見積参加者の代理人は、見積書を一旦提出した後はその前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、見積書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合は役員、支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

別記 1

見積におけるくじ

開札の結果、最低価格の見積者が複数あり、順位の決定ができない場合は、「くじ」によりその順位を決定する。

1 見積書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、見積書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合などは、下記のとおり取り扱うこととする。

ア 工事等

「福島県建設工事等請負有資格業者名簿」（令和5年度・6年度）記載の有資格者コードの下3桁が記載されたものとみなす。

イ 庁舎等維持管理業務

「令和4・5年度庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿」記載の登録番号の下3桁が記載されたものとみなす。

ウ その他

見積合わせ参加者の電話番号の下3桁の数値が記載されたものとみなす。

（ただし、不動産鑑定評価、登記事務業務委託については、それぞれ、別記1及び別記2により定めるくじの方法によるものとする。）

2 くじの手順

ア 見積合わせ参加者の電話番号の小さい者から順にくじ番号（0、1、2...）を付与する。

イ 同額見積の見積書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を見積書の数で除算し、余りを算出する。

ウ 上記イの計算結果による余りと一致した上記アのくじ番号の見積参加者を最上位とする。

エ 最上位のくじ番号に1を足したくじ番号の見積参加者を2順位とする。この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を2順位とする。

オ 2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の見積参加者を3順位とする。この場合において、2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を3順位とする。

カ 4順位以下はオの規定に準じて順位を決定する。

【例】見積参加者3名が同額入札の場合

(1) 見積合わせ参加者の電話番号の順にくじ番号を付与する。

A社 (0241-24-1234) くじ番号 0

B社 (0244-26-9012) くじ番号 1

C社 (024-521-5678) くじ番号 2

(2) くじの数の和を求め、同額見積者数で除算し、余りを算定する。

A社 (くじの数 072) 合計 (072+123+452=647)

B社 (くじの数 123)

C社 (くじの数 452) 余り (647÷3=215...余り2)

(3) 順位の決定

最上位は、余りの2と一致するくじ番号であるC社

2順位は、 $2+1=3$ のくじ番号が存在しないので、くじ番号0のA社

3順位は、 $0+1=1$ と一致するくじ番号であるB社

不動産鑑定評価におけるくじ

見積合わせの結果、最低価格の見積者が複数あり、順位を決定できない場合は、「くじ」により順位等を決定する。

1. 見積書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、見積書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合などは、不動産業者登録名簿の数字が記載されたものとみなす。

2. くじの手順

- (1) 不動産業者登録番号の数字の小さい者から順にくじ番号（0、1、2...）を付与する。
- (2) 同額見積りの見積書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を見積書の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の見積者を最上位とする。
- (4) 最上位のくじ番号に1を足したくじ番号の見積者を2順位とする。
この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の見積者を2順位とする。
- (5) 2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の見積者を3順位とする。
この場合において、2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の見積者を3順位とする。
- (6) 4順位以下は(5)の規定に準じて順位を決定する。

(例)

- (1) 不動産鑑定業者登録番号順にくじ番号を付与する。

県北不動産鑑定事務所（第3号）..... くじ番号 0

県中不動産鑑定（第30号）..... くじ番号 1

県南不動産鑑定所（第150号）..... くじ番号 2

- (2) くじの数の和を求め、同額見積者数で除算し、余りを算定する。

県北不動産鑑定事務所（くじの数 123）合計（123+072+452=647）

県中不動産鑑定（くじの数 072）

県南不動産鑑定所（くじの数 452） 余り（647÷3=215...余り2）

- (3) 順位の決定

最上位は、余りの2と一致するくじ番号である県南不動産鑑定所

2順位は、2+1=3のくじ番号が存在しないので、くじ番号0の県北不動産鑑定事務所

3順位は、0+1=1と一致するくじ番号である県中不動産鑑定

別記3

登記事務業務委託におけるくじ

見積合わせの結果、最低価格の見積者が複数あり、順位を決定できない場合は、「くじ」により順位等を決定する。

1. 見積書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、見積書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合などは、見積合わせ参加者の電話番号の下3桁の数字が記入されたものとみなす。

2. くじの手順

- (1) 見積合わせ参加者の電話番号の小さい者から順にくじ番号（0、1、2...）を付与する。
- (2) 同額見積りの見積書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を見積書の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の見積合わせ参加者を最上位とする。
- (4) 最上位のくじ番号に1を足したくじ番号の見積者を2順位とする。
この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の見積合わせ参加者を2順位とする。
- (5) 2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の見積者を3順位とする。
この場合において、2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の見積合わせ参加者を3順位とする。
- (6) 4順位以下は(5)の規定に準じて順位を決定する。

(例示)

- (1) 見積合わせ参加者の電話番号の順にくじ番号を付与する。

喜多方土地家屋調査士	0241-24-1234.....	くじ番号	0
相双土地家屋調査士	0244-26-9012.....	くじ番号	1
県北土地家屋調査士	024-521-5678.....	くじ番号	2

- (2) くじの数の和を求め、同額見積者数で除算し、余りを算定する。

喜多方土地家屋調査士	(くじの数 072)	
相双土地家屋調査士	(くじの数 123)	合計 (072 + 123 + 452 = 647)
県北土地家屋調査士	(くじの数 452)	余り (647 ÷ 3 = 215...余り2)

- (3) 順位の決定

最上位は、余りの2と一致するくじ番号である県北土地家屋調査士

2順位は、2 + 1 = 3のくじ番号が存在しないので、くじ番号0の喜多方土地家屋調査士

3順位は、0 + 1 = 1と一致するくじ番号である相双土地家屋調査士